



[ホーム](#) > [入札・契約](#) > [建設工事等](#) > [各種規程・通知\(建設工事等\)](#) > [入札・契約制度の改善\(建設工事等\)](#) > 入札・契約制度の改善について (平成27年4月)

報道発表資料

更新日：平成27(2015)年2月14日

入札・契約制度の改善について (平成27年4月)

発表日：平成27年2月13日

千葉県県土整備部建設・不動産課

電話:043-223-3299

本県では、公正で透明性・競争性の高い入札・契約手続を確立するため入札・契約制度の見直しに努めているところですが、「現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保とその担い手の確保」を目的とした、平成26年6月の「担い手3法」の改正等を踏まえ、次の点について平成27年4月1日から実施することとしました。

1. 県発注工事における社会保険未加入業者の入札参加の排除

平成24年度から、社会保険未加入業者に対し、建設業許可更新時等において建設業法に基づく指導を行ってきたところですが、更なる加入促進を図るため、社会保険未加入業者については県発注工事の入札参加を認めないこととします。

2. 入札における工事費内訳書提出義務化への対応

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、平成27年4月から公共工事の全ての入札において工事費内訳書の提出が義務化されることから、県発注工事の入札で提出される工事費内訳書の取扱いについて要領を制定します。

3. 予定価格事後公表の拡大

予定価格の事後公表の試行については、予定価格を目安に積算せずに入札する業者を排除し、参加業者の技術力を適正に評価するため、平成20年10月から1億円以上の工事の入札で実施してきましたが、5,000万円以上に拡大適用することとします。

4. 県内中小企業の受注機会確保の強化

県内の下請業者・工事資材等納入業者及び県内生産品の活用については、これまでも県発注工事の受注者に要請してきたところですが、この要請を明確化するため、建設工事請負契約約款に県内中小企業の下請等への活用に関する規定を新たに設けます。

※担い手3法...「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

関連情報

- [入札・契約制度の改善](#)
- [千葉県県土整備部建設・不動産課](#)

このページに関するお問い合わせ

所属課室：[県土整備部建設・不動産課](#)契約・審査班

電話：043-223-3116

ファクス：043-225-4012

千葉県庁 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 電話番号：043-223-2110（代表）

Copyright © Chiba Prefectural Government. All rights reserved.